



SPINDLE

SPINDLE White Paper

va1.1



BLACK STAR CAPITAL LTD
BLACK STAR&CO.
SPINDLE FRACTAL ZONE LTD

Introduction



世界のすべての不正の状況に巻き込まれ苦しむ人々と、
圧政により自由を奪われた人々、富を失った人々、
長年、神戸製鋼所※に勤務していた父に捧げる。
そして、この SPINDLE を支えてくれる全ての仲間達へ。

2017 年 12 月 24 日

SPINDLE 創案者

※2017 年 日本の大手鉄鋼企業である株式会社神戸製鋼所（英：Kobe Steel, Ltd. 東証 1 部 5456）は、人的リスク要因により数々の不正・改ざんが発覚し、経営状況が危ぶまれている。近年、東芝など日本の大手製造メーカー・組織は、長年の不正・改ざん処理に苦しみ、多数のリストラにより職員が失職するなどの影響が出ている。

Risk factors and disclaimers 免責事項及び ICO リスク要因

ICO に参加する投資家は、下記の免責事項及び ICO リスク要因を良く読んで、理解してから参加することを強く推奨します。尚、下記に該当する国に居住する方は、本 ICO に参加することができません。

1：米国

2：中国

また、本 ICO においては、下記に該当する方も参加することができません。これは全世界に適用されます。

暴力団関係者、反社会的勢力、また左記に準ずる者

仮想通貨を保有した事がない者。または仮想通貨に対する知見が全くない者

75 歳以上の後期高齢者

18 歳以下の未成年者

後見人及び補佐人を必要とする者

過去に株式や債券等の有価証券、デリバティブなどの投資経験が1年未満の者

先進国居住者で、金融資産が 10 万 USD に満たない者

新興国居住者で、金融資産が 3 万 USD に満たない者

自身の保有する金融資産の 50%以上を本 ICO でトークンに兌換しようとする者

身元・身分が不明瞭な者

他者になりすまし、ICO に参加しようとする者。これは居住国法律に準拠しない代理者も含む。

SPINDLE（スピンドル）通貨記号 SPD 関連注意事項・免責事項

本資料で、当方（以下、当社並びに本資料発信者とする。）が記述・添付している内容は、確定的、断定的な判断を意味するものではなく、将来において、その内容の変化、変更などがあり得る場合があります。その変化・変更などは、必ずしも電子的通信でのやりとりに関わらず、潜在的利益相反性を鑑み見ても、当方のみの事情においても発生する場合があります。当方は、その内容の完全性・適合性・社会的倫理感等に関し、保証するものではありません。又、当社並びに本資料送付・発信者は、本資料で公開している財務状況、可能性、ビジネス戦略、計画や将来の事業のための目的、現在時点法的整合性・解釈などに関する記述は全て、将来の見通しや、断定的ではない予測であり、これらの記述の多くは、「うまくいけば」、「試み」、「目標」、「目的」、「かもしれない」、「期待する」、「信じる」、「意図する」、「予想する」、「推定する」、「継続する」、「だろう」、「超える」、「べき」、「安定した」、「計画」、「潜在的な」、「劇的な」等を含み、そしてこのような言葉の変化したものや類似の表現が将来の見通しに関する記述を特定しますが、逆にそれらを含まない文章が将来見通しに関する記述でないことを意味するものではありません。将来の見通しの記述は、将来のリスクや不確実性を含んでいるため、実際の結果が明示または暗示された内容と著しく異なる原因となり得る要因は多数あります。当方は、これらの要因が当方の結果に及ぼす実際の影響を予測することはできず、そういった要因やその影響の多くは当方のコントロールできるものではありません。当方による将来見通しに関する記述は、その発言や記述が行われた時点の状況においてのものであります。当方は、新しい情報、後発事象またはその他の結果として、その将来の見通しに関する記述を更新または変更する義務は無く、明示的に一切の責任を負いません。これらの不確実性、潜在的利益相反性を考慮すると、当方の本資料でのこれらの将来の見通しや記載・添付されている内容に関して、本資料受領・受信者が完全に依拠することは、当方として一切、推奨しないことを明記いたします。従って、個々の経済的判断、税務に関するお問い合わせは、本資料受領・受信者の法務・税務アドバイザー等にご相談していただきますようお願いいたします。

また、SPINDLE（スピンドル）通貨記号 SPD は、いずれの法域においても有価証券の性質を有するものではありません。本ホワイトペーパーは、投資を勧誘するものではなく、いずれの法域においても決して有価証券の募集には該当しません。

1 価格変動リスク

トークンの価格は、トークン発行者の業績もしくは事業計画の成否、物価、外国為替市場、証券市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、規制強化、他の類似の仮想通貨等の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。中でも、トークンに顕著なリスクとして、トークン発行者の事業計画が当初の予定通り進捗しないことや頓挫すること、あるいは経営不振等により、顧客が保有するトークンの価値が購入対価を大きく下回ったり、無価値となったりする可能性があります。

2 プロジェクトの初期段階での資金調達

ICO は、トークン発行者が将来開発を予定しているプロジェクトの開始前又は初期段階における資金調達として行われることが多く、プロジェクトの成否はトークン購入段階では極めて不確実であることが多く、予定していたプロジェクトが失敗に終わった場合、顧客は投資した資金のすべてを失う可能性があります。

3 発行されるトークンに内在するリスク

トークンは、法定通貨（米ドル、英ポンド、ユーロ、日本円）等の法定通貨ではありません。また、多くの場合、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。また、プログラムのバグ等、トークン自体にリスクを内在している可能性があります。

4 流動性リスク

トークンの市場動向や取引量等の状況により、取引が不可能もしくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。特定の者により当該トークンの価値が保証されていない場合には、流動性を失うことにより、当該トークンの価値も失われる可能性があります。

5 サイバー攻撃リスク

サイバー攻撃により、口座認証情報等が漏洩し、顧客が保有するトークンが無断で送付される等のリスクがあります。

6 ネットワークによるリスク

トークンの取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続くことになり、そのため、ネットワークにおいて十分な取引確認がとれるまで、顧客の取引が顧客の管理するアドレスへ反映されない可能性や、顧客の取引がキャンセルされる可能性があります。なお、トークンは電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

7 法令・税制変更リスク

現時点において、ICO 及びトークンに関する法令・税制は流動的です。将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、ICO が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、トークンの保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があり、この場合、顧客に予期しない損失が生じる可能性があります。

8 その他のリスク（但し下記に限られない）

トークン購入の際の払込みにおいては、第三者がトークン発行者等に成りすまして、不正な仮想通貨アドレスを表示して、購入者が払い込む仮想通貨を詐取する可能性があります。

尚、本書でいう仮想通貨、暗号通貨という言葉は、広義的に同義とする。

以上

SPINDLE White Paper

1	Introduction Fallibilism 可謬主義≡SPINDLE	6
1.1	現在社会におけるプラトン主義・統制的社会の登場と危機感	7
1.2	ブロックチェーン及び ICO におけるエコシステムの誤謬・錯覚	7
1.3	社会構造の鏡面的再現としての SPINDLE	8
2	STAND ALONE COMPLEX (SAC)	9
2.1	Smile Man/ Anonymous の実存的意義とその可能性	9
2.2	SPINDLE における匿名性	9
2.3	概念的な社会勝利者・詐欺師・ハッカー・司法当局の関係	10
3	レギュレーション	11
3.1	ランダムな運用者の抽出と Regulation (レギュレーション)	11
3.2	レギュレーションと Slave (奴隷)	12.13
3.3	想定しうる反応 統制経済主義者	13
4	SPINDLE MODEL + Service Roadmap	14
4.1	SPINDLE PROTO#2 ~ #3,#4	14.15
4.2	Market Size 市場規模	16.17
4.3	SPINDLE TOKEN ECONOMY MODEL	17.18
4.4	競合他社比較	18
5	SPINDLE TOKEN SALE	19
5.1	SPINDLE (スピンドル) トークン概要	19
5.2	SPINDLE ICO ROADMAP	19
5.3	SPINDLE トークン流通・ICO 調達資金使途	20
5.4	トークンの Burn について	20
6	SPINDLE Technologies applied 採用技術	21
6.1	SPINDLE Technological infrastructure	
	- Backend system with basic business logic that works with events;	
	- Administrative system;	
	- Viewing data and indicators;	
	- Mobile applications (iOS + Android);	
	- Web application (under development).	
6.2	Investments module	21
6.3	Data Science 運用者記号的評価軸とデータ構築	21
6.3	Products	21
7	SPINDLE 発行体法人と関係会社	22
8	SPINDLE MEMBER メンバー及びアドバイザー	23.24.25
9	SPINDLE パートナー企業一覧	26
10	法的解釈 UK・EU・RU・JP	27
11	Reference 脚注参照	28

1 Introduction Fallibilism 可謬主義≡SPINDLE

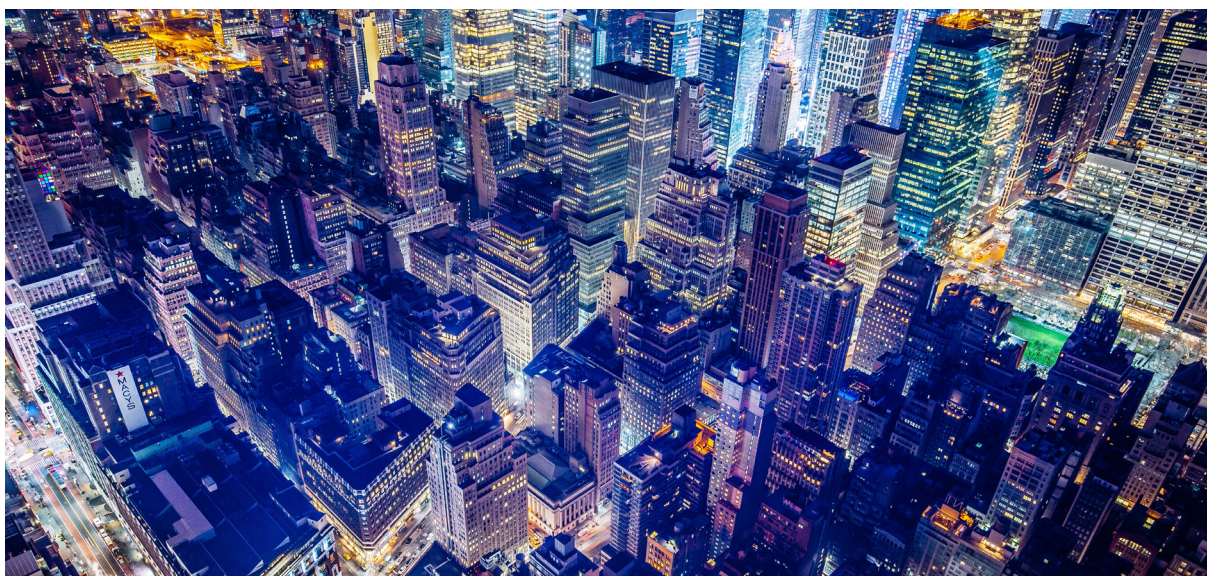
仮想通貨≡暗号通貨（以下暗号通貨とする）の存在が一般的に広く知られるようになったのは、2014 年日本で起こったマウントゴックス事件であるが、この事件をきっかけにビットコインの存在そのものも、こと特に日本のマスコミでの扱いは、ビットコイン及び暗号通貨の存在解釈において、国家の認証を受けない実態のないものとして広まり、これもまた 2009 年に日本で起こった円天事件¹と同様の解釈を受けるという事になった。当然ながら、2017 年の現時点の日本を含めた全世界における一般的解釈は、数多くのエンジニアを中心としたブロックチェーン技術の啓蒙・研究等の成果によって、以前とは全く異なったものとなっている。

そういった情勢を経て、今日の経済社会において新たな資金調達手段として生み出された ICO の概念は、2014 年のイーサリアムトークンセールを皮切りに広く世界に普及し、その調達の目的は、新たに組成される暗号通貨のインフラ拡充のためから、サービスアプリケーションの構築・提供の手段、または、限定された事業設備資金調達のためと広く普及し、現在に至り、今回リリースされる SPINDLE も、上記と同様の概念の範疇内にある。

とは言え、SPINDLE 関係者の約半数以上は、2016 年中頃の段階においては、暗号通貨が社会的なインフラやその存在について、市民権を得るのには、かなりの時間を要するか、もしくは、金等の現物資産の裏付けがない限り、その普及や社会的信認を獲得するにおいて、懐疑的な見解を持つ人間が多く、まずは、内部関係者との長い討議、そして、時流情勢を読み取る個々の認証を待ち、2017 年春期において、基礎モデルが日本 SPINDLE 関係者によって創案され、日英の投資銀行出身者、大手コンサルティング会社出身者及び法律関係者、ブロックチェーン技術関係者との議論を重ねる中でローンチが決定されたものである。

SPINDLE が、その構想を練る中において、創案者²は特に暗号通貨そのものを社会的に普及する経過状況が、原則的に人類が有史以来経験した新しいテクノロジー普及の流れと同じ状況であることに着目し、またその流れにおいて、先に記した日本社会で起こった様々な経済事件と同様の流れを「必ず」経ているという仮説に基づいて、その概念自体を、SPINDLE モデルの中に組み入れる事を容認し、かつ SPINDLE が広く社会のインフラに組み入れられるという相反概念を並列させる事が、今日まで社会が経験したことのない「自律型思考または行動」を人間の存在そのものに、自覚的に組み入れる事を可能とする事を目指すものであると定義した。

従って、このような概念は、即座に統制的社会との衝突を招く恐れがあることから、過去人類が、経験している概念として類似している可能性が高いものを、イントロダクションに掲げるものとした。それは、Fallibilism 可謬主義³である。可謬主義は、既に暗号通貨においては、DAO・分散型自立組織を取り巻く環境において発生した事件をも包括し、その他、人類史上に発生した様々な事件、戦争・経済・政治等を説明することが可能である。従って、SPINDLE は、その精神的支柱において、Fallibilism 可謬主義≡SPINDLE と定義され、その概念は、再帰性（非中央集権と中央集権の縦断及び再帰的帰結等）をコンセプトとして実際のテクノロジー、サービスに落とし込まれるものとした。



1.1 暗号通貨におけるプラトン主義・統制的社会の登場と危機感

暗号通貨におけるプラトン主義的 iv 思考は、当方が暗号通貨情勢を俯瞰するにおいて、数多く散見されると認識している。本書におけるプラトン主義とは、暗号通貨リリース当事者がその一定の思考を行動化するにおいて、先の一定の思考を可謬的判断なしに進行してゆく概念で、端的には、暗号通貨における非分散・非中央集権が、ほぼ完全、もしくは、完全な民主化を果たすとする幻想を示唆する。ビットコインにおいては、その創案者が、サトシ ナカモトという事実上匿名によるリリースであるため、実際、そのリリースした創案者が、どのような社会的相関性において存在しているかは謎であるが、イーサリアムにおいては、創案者の思想と広義的非中央集権概念とは別に、結局は、存在そのものが中央集権化し、プラトン主義的な概念に回帰（または再帰）しているのではないか？という事である。本書では、これを〇〇主義者的に非中央集権至上主義と定義している。この定義は、SPINDLE をリリースする上で必要で、これは、SPINDLE トークンそのものは、イーサリアムブロックチェーンによって組成されるが、SPINDLE で実際に社会に対して供給するサービスが、非中央集権主義者的には、中央集権型ではないか？という表層的な見解によって相対評価の低下を阻止するためである。

尚、SPINDLE そのものは、当然ながら非中央集権型を否定する訳ではなく、ここで定義されるのは、広く普及しつつある暗号通貨を取り巻く社会における無批判な非中央集権型信望や、空想的社会主義的な実現不可能なエコシステムの主張などが、暗号通貨普及の障害になりうる危険性を示唆している。SPINDLE は、あらかじめ本書において、これらの概念を記載することで、可謬的に、非中央集権型に対するスタンスを採るものとした。

SPINDLE の懸念は、ICO、暗号通貨の普及は、本年 2017 年において様々な社会的影響をもたらした事を背景に、ICO に対する各国政府規制が、自由経済促進に悪影響を与えかねない事と比例した、新たなる統制社会 v 出現そのものである。暗号通貨においても、様々な法規制解釈によって規制から逃れようとするのは、人間社会にとっては当たり前の構図だが、いずれにせよ、上記主義者と各国政府は広義的には、対立構図 vi であり、結論的には、出口戦略の見えない中央銀行発行通貨と暗号通貨の対決は時間の問題と推測される。従って、SPINDLE は、各国暗号通貨に対する規制を分析・考慮しつつ、場合によっては、各国規制に準じ、当該国の経済発展に寄与するスタンスであるが、状況如何によっては、ウェブサイト・White Paper 上にて声明・対応を逐次発表するものである。

1.2 ブロックチェーン及び ICO におけるエコシステムの誤謬・錯覚

上記見解において、統計データによる解析状況などは、SPINDLE White Paper va1.2 以降で示唆する可能性があるが、暗号通貨世界におけるエコシステムを標榜している ICO トークンによるサービスプラットフォームは、そのサービス提供の実現に至っていないか、もしくは、ICO によって購入者に対して付与されたトークンが、暗号通貨取引所における投機対象としてしか認知されていない状況と認識している。この状況は、所謂、理想主義的かつ楽観的状況が自己目的的に放置されていると言わざるを得ず、脆弱かつ安易なエコシステムの標榜が、結局は、暗号通貨普及に悪影響を与えているか、各国政府規制を強化させる口実ともなっている。従って、翻れば、SPINDLE は、ICO においても、そして ICO 後も以下のスタンスを主張するものである。

1：原則的に暗号通貨普及における非中央集権型と中央集権型であるかの議論は、ICO を経ている時点で、広義的には意味がない。それは、ICO に創案者が存在することや、DAO プロジェクトハッキングに代表されるハッキングや、様々なネットワーク上の攻撃により、非中央集権的存在は形骸される。

2：上記を補完する理由として、仮に非中央集権型暗号通貨であっても、マイニングによるハッシュレート争奪戦、そしてその帰結としてのハードフォークの乱発バブル戦に突入するだけであり、これは新たなる経済支配の概念であり、結局、エコシステムは形骸化していると言わざるを得ない。vii

3：SPINDLE と一見、類似、又は競合他社と考慮される ICO も完全なる非中央集権を確立するには程遠い現状であると認識している。

1.3 社会構造の鏡面的再現としての SPINDLE

上記 1～1.2 を基本とした概念を SPINDLE として包括し ICO を実施するモデルの骨格は下記の通りとなる。

- 1：運営主体が存在するという点で中央集権型と認定される。
- 2：個人又は法人等の団体が、SPINDLE Application（以下、SPA）を利用して、世界の仮想通貨ヘッジファンド及び ICO トークンに投資できるプラットフォームを成立させるが、双方利用者に完全な自律的思考・行動を要求する。^{viii}
- 3：SPA 上で配置される仮想通貨ヘッジファンドの名称・国籍は、秘匿され、伝統的金融と同様の投資戦略・それぞれのレギュレーション・運営体制などを開示する事は可能だが、SPA として強制はしない。
- 4：SPA は、暗号通貨 SPINDLE (SPD) を保有する者と SPA 上に配置される上記投資対象とクローズ又は、オープンフォーラム上においてコミュニケーションをとる事が可能であり、SPD 保有者の主体性と判断によって、特定の上記投資対象に対して SPD 建てで追加投資を実行する事が可能である。
- 5：上記 2～4 の採択によって、中央集権型はやや緩和される。

上記 1～4 は、非常に簡単なモデルではあるが、実行するには非常に勇気が必要とするモデルでもあり、想定しうる事象として、ICO 後のサービスローンチにおいて下記の様相を呈する事が考えられる。尚、ここでいう投機対象とは、現在の暗号通貨利用者の大半が、投資対象を投機対象として認識しているであろう推測に基づく。

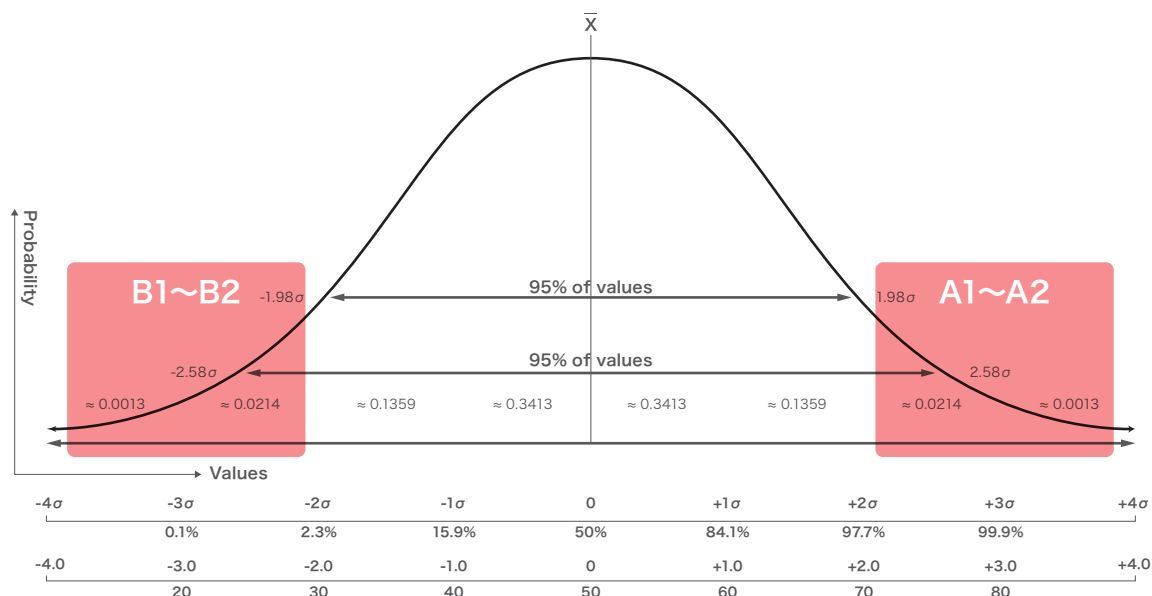
A1：優秀な運用成績を上げる仮想通貨ヘッジファンドが、SPA 上に出現する。

A2：投機対象として魅力的と思わしき ICO トークンが出現する。

B1：運用成績の悪い、もしくは悪質な仮想通貨ヘッジファンドが、SPA 上に出現する。

B2：投機対象として魅力的でない ICO トークンが出現する。

ICO 後のサービスローンチ実施後時間経過に伴い、SPA における A1～B3 の出現頻度は、次第に収斂され、単純に下記のような状況になり、周期的かつ一時的にその出現頻度が肥大化すると仮定している。



上記、周期的もしくは一時的に上記 ZONE の出現が起こることは SPINDLE Whitepaper1.2 以降で記載することとして、SPINDLE の一般概念は、単純な上記ベルカーブであり、どのようなレギュレーションを以てしても、あまり変化がないであろうと推察されることから、これらは、一般社会に現出する現象、例えば、証券市場、政治情勢分布などと大差がない状況となり、SPINDLE モデルは、優秀かつ魅力的とされる投資対象から悪意ある投資対象まで、均等に分布することを予測定義し、放任主義的スタンス^{ix}をとることから、一般社会構造と鏡面的に類似してゆくものとなり、この措置によって、概念的に非中央集権的サービスを促進するものである。

2

STAND ALONE COMPLEX (SAC)

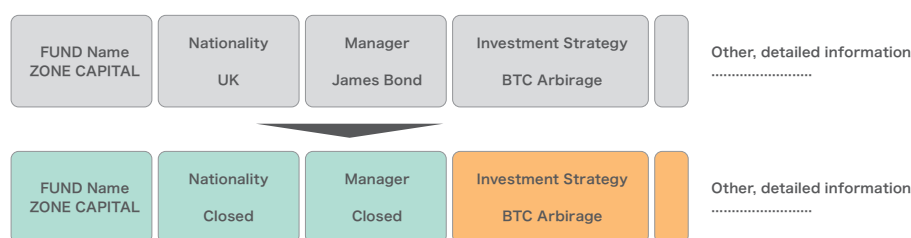
2.1 Smile Man/ Anonymous の実存的意義とその可能性

STAND ALONE COMPLEX (SAC) とは、日本において非常に人気のあるコミック・アニメーション作品である攻殻機動隊における作品題名で、この作品において出現した Smile Man/ Anonymous に似たような現象は、現在のネットワーク社会においてもウィキリークス^xなどに代表されるように、政府・企業の不正を暴露し、インターネットによる強権に対する牽制的役割を果たす者が出現した。SPINDLE では、上記と同様、または類似するような現象が、今後、暗号通貨の世界にも多く現出する余地があるとして、微力ながら、その登場の可能性を SPA 上にて提供するものである。

- 1 : 1.3 の SPA 基本構造は、放任主義であることから、1.3 で指摘した匿名的 A1-A2,B1-B2 がランダムに出現する。
- 2 : Smile Man/ Anonymous 的存在は、匿名で孤独か孤立している。
- 3 : SPINDLE プロジェクト、SPA の運営に誤謬が拡大し、大きい矛盾が拡大した場合、Smile Man/ Anonymous のネットワーク上における攻撃を受ける可能性がある。^{xi}
- 4 : いかなる状況においても、A1~B2 がランダムもしくは周期的に出現することを事前に打ち出していることから、SPA 利用者（被投資対象者含）は、概念的には優秀な自律的人間と定義する事ができ、経済圏にて生命を維持する上で、記号依存的勝利錯覚者^{xii}とは異なる事を意味する。これは、SPINDLE が、究極的には、今までにない人類を創造しうる可能性を保持することとなり、その確立は暗号通貨を通じて、新しい社会の構築を実施する上で、重要な役割を果たすと認識している。予測定義し、放任主義的スタンス ix をとることから、一般社会構造と鏡面的に類似してゆくものとなり、この措置によって、概念的に非中央集権的サービスを促進するものである。

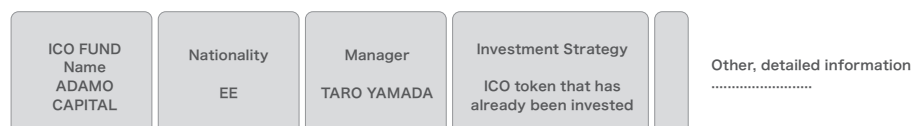
2.2 SPINDLE における匿名性

SPINDLE・SPA における匿名性は、上記 2.1 を再現する上でも重要な要素で、例えば、インターフェース上における表現は下記のようなイメージとなる。情報開示は、被運用者側で選択可能であり、一部を開示するなど実施可能である。



ICO トークンにおける匿名性は、現在の暗号通貨の世界では SPAM もしくは詐欺認定される可能性が高いが、SPINDLE 保有者及び、SPA 利用者の高度な自律性を促進することから、原則的に自由運用者の参加を SPA プラットフォームにて実施する予定である。その概要モデルは、

SPINDLE White Paper2.0~にて公開する予定である。SPINDLE は、その投資対象参加において、昨今、拡大する ICO ファンドの参画を促す方向であり、英国等の欧州に次いで日本において上記ファンドとの接触を図る予定である。従って、ICO ファンドが SPINDLE に参画した場合、その匿名性における概念をどのようなプラットフォームを再現するかは、課題である。

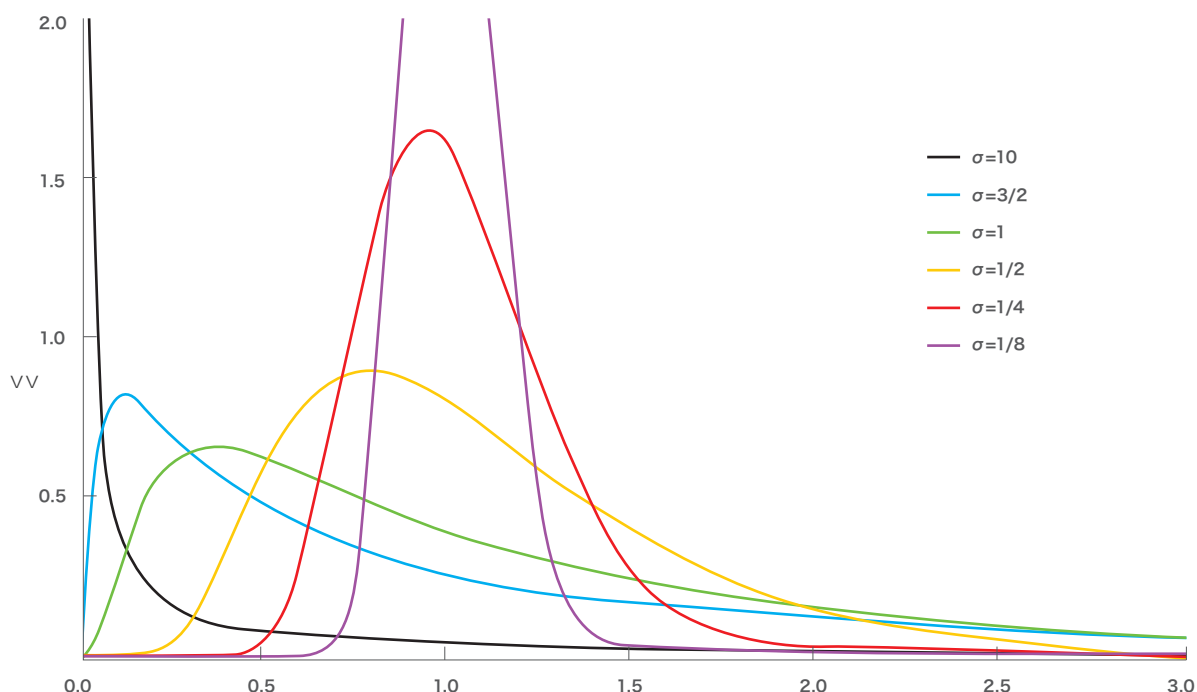


2.3 概念的社会的勝利者・詐欺師・ハッカー・司法当局の関係

ここで言う概念的社会的勝利者とは、SPINDLE の場合で言うところの下記が該当する。

1: SPD 時価総額が増大し、それに伴い SPD の一般社会認識上における財産的価値が高まり、SPA 利用者が拡大すれば、必然的に、SPD 保有者と SPA による被運用受託者双方に概念的社会的勝利者が出現する。これは、有史以来の人類と同じ経過を辿る。それとまた、相反的に、社会的バグとしての悪意ある運用者や、SPINDLE を標榜・利用する詐欺師の出現も本書では事前に予見する。SPINDLE が、社会的鏡面モデルを再現するのであるから、その登場も、1.3 に記載した単純なベルカーブを描く形で出現し、時には瞬間的かつ浸食的にブラックスワンとなって現出する。社会概念的バグの発生は、場合によっては、各国司法当局の介入を予見させるものであるが、

SPINDLE 構造の維持を固守するため、半ば、中央集権的にレギュレーション等に介入するかは未知数である。予測しうる危険な状況は、SPINDLE ローンチ初期段階における予測を受けた社会的バグの発生で、これは、暗号通貨世界の場合における DAO プロジェクトの崩壊^{xiii}である。SPINDLE は、分散型トークンの構造とは全く異なるので、ハッキングによる攻撃よりも、むしろ悪意ある運用者の出現を SPD 保有者が見抜けず、サービスそのものが機能不全に陥るケースである。



※SPINDLE ローンチ初期段階において上記社会的バグが発生した線形を青とした場合、サービス利用者は極端に減少し、当然ながら、優秀な運用者の参入数が激減しサービスは停止する。

上記抑制的措置として SPINDLE は下記の行動の選択が存在する。

- 1: 被投資対象者に対する投資額制限条項の設定。
- 2: 被投資対象者に対する履歴上における与信設定。
- 3: 上記1・2は、SPINDLE レギュレーションにおける段階的ポイント数が付与され、そのポイントの増減によってレギュレーションが自動的に変化する。
- 4: 完全なる放任主義ではあるが、ある一定の状況を超えた場合における司法当局等への積極的な情報提供の実施。

上記1~4がどのようなバランスまたは採択されるかは、SPINDLE 評議会によって、今後採択され、ウェブサイト・White Paper 上にて声明・対応を逐次発表するものである。

3 レギュレーション

3.1 ランダムな運用者の抽出と Regulation（レギュレーション）

SPINDLE は、SPNDLE 保有者が、SPINDLE を使用して、SPA を利用し、自由に昨今増大する世界の仮想通貨ヘッジファンド^{xiv}へ投資できるものであるが、レギュレーション設定においては、

SPNDLE 関係者においても、真つ向二つに分断されており、概ね段階的の折衷案を採択する可能性がある。しかしながら次に述べるように、SPINDLE は、自律的人間の創造をその精神の支柱としており、そして又、被投資対象者に数多くの金融出身者が、現在の厳しい金融規制を逃れて参入することが予測されることから、SPNDLE β 版（ここでは PROTO#2 $\rightleftharpoons$ phase2 する。）を経過して以降は、現時点の認識において、原則的介入しないものとする。PROTO#2 を経て以降に参入運用者の増大は、完全に SPA 上においては、ランダムであり、自由である。但し、今のところ本 SPA に参画できる仮想通貨ヘッジファンドの所属エリアは以下の通りである。

- 1：UK
- 2：NATO（北大西洋条約機構）に加盟する EU 国家
- 3：カナダ
- 4：適格な税制申告を実施している米国籍運用者
- 5：日本
- 6：シンガポール
- 7：欧州におけるオフショアエリア（キプロスを除く）

但し、数多くの仮想通貨ヘッジファンドは、トークン税制において、各国とも整備不十分なことから、スイス・シンガポール・オフショアにおいて設定されることが多いため、場合によっては、ファンド代表者の居住国に関しては、SPA としてのレギュレーションを設定する可能性がある。

禁止対象

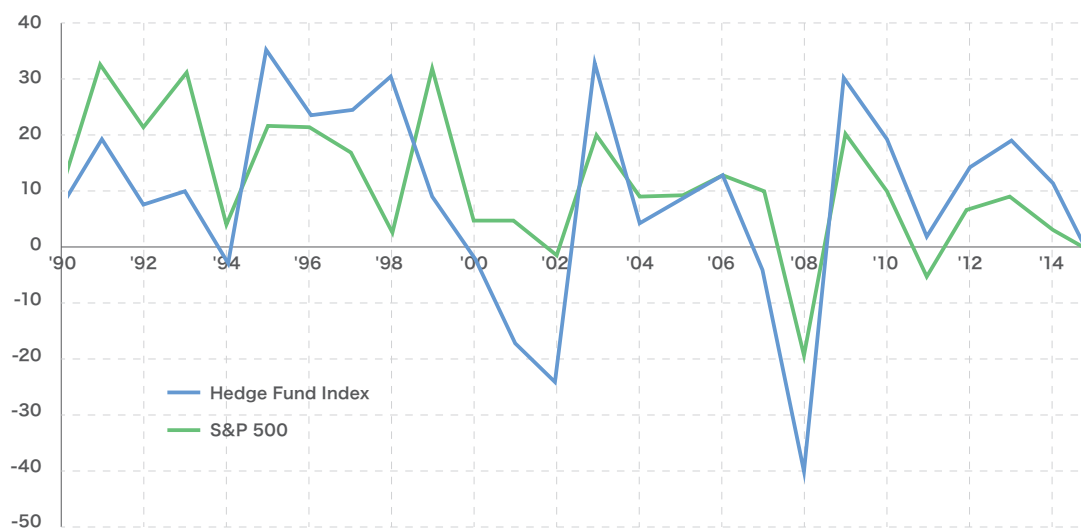
- 1：カリブ海・インド洋・太平洋に属するオフショアエリア

要検討対象

- 1：中国
- 2：ロシア
- 2：香港
- 3：マレーシア

3.2 レギュレーションと Slave (奴隷)

SPINDLE は、現在の伝統的金融関係者（ヘッジファンドも含む）を Slave (奴隷) と定義している。
その理由は以下の通りです。



HUDGE FUNDS VS S&P 500

参照：<http://www.businessinsider.com/what-is-a-hedge-fund-2016-8>

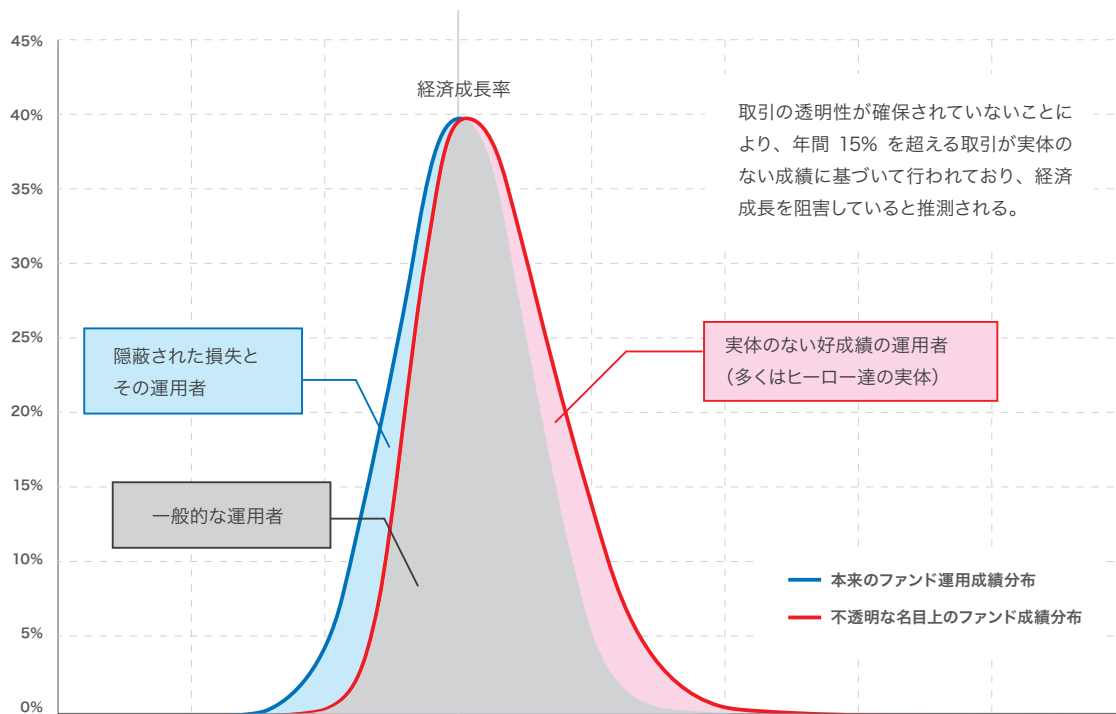
※世界のヘッジファンドパフォーマンスが、S&P500 インデックスと大差がないか、場合によっては下回っていることを意味する。

1：2008 年のリーマンショック以降の先進各国の未曾有の大規模金融緩和により、ゼロに近い金利政策が継続しているが、一般貸出金利は低下したままであるにも関わらず、全世界の企業融資高が増えている訳でない。これは、マクロ的な意味において、世界の中央銀行の出口戦略が見えない状況であり、伝統的投資運用者（既にヘッジファンド含）が、第二次大戦後の資本主義経済の自発的発展の流れの中で、リターンを創出した状況とは異なり、左記の能力如何とは関係がなく、単に各国当局のレギュレーション上に乗った状況であり、投資家保護や厳しい規制によって、リターンを創出することが難しいまま、固定化していることを意味する。

2：例外的にリターンを創出していると思われるプライベートエクイティファンドにおいては、既にその規模の大きさによって、自由な投資機会判断というよりは、各国政府中枢と密接な関係を維持することに、その存在を依拠しているように推察される。

3：投資戦略の情報公開などは、各国当局の投資家保護のレギュレーションにより、情報の非対称性 xv を維持することが困難となりつつある中、決定的なリターン戦略を実施することが困難となりつつある。

4：経済社会の実情的及び、一般概念的に金融関係者は高い教育・優れた知性を有すると判断してよいが、上記固定化（奴隷化）される状況において、その能力を最大限に生かしていると言い難く、暗号通貨の新しい世界は、上記関係者の能力を「規制概念を排除できれば」解放できるものと信じる。SPINDLE は、その存在において上記関係者の能力を解放する事も主眼に置かれている。そして、それは、過去のものとなりつつあるが、リーマンショックなどの数々の金融危機や因果律によって、挫折した金融関係者にも門戸を開くものである。



伝統的金融世界における実際のファンド運用の現状

5：SPINDLE は、2.2.1 でも述べたように、本質的状況とは関係がない人間社会における記号概念を排除する方針であることから、運用者としての参加は、教育・知性の優劣を問わず世界の全ての人々が参加・挑戦することが可能である。

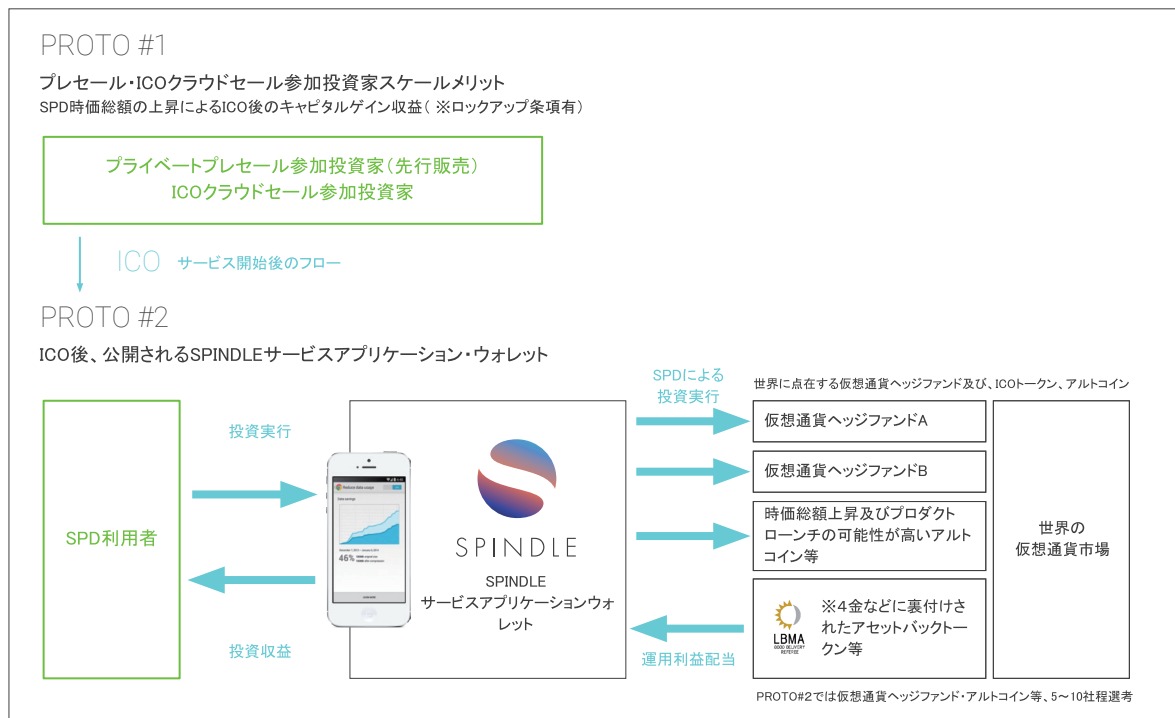
3.3 想定しうる反応 統制経済主義者

SPINDLE は、その存在において、統制経済主義者・政府の攻撃対象となる可能性がある。

SPINDLE の存在は、昨今、分断されつつある世界において、あくまでも自由・放任主義であり、また、民族的偏見、差別、特定の国家のみを優遇する措置などを禁止するものであるが、昨今、世界は属に言うファースト主義の台頭により危機に瀕しており、SPINDLE は、今後計画される慈善事業、場合によっては強権的政府に対する声明などを、ウェブサイト・White Paper 上にて逐次発表するものである。

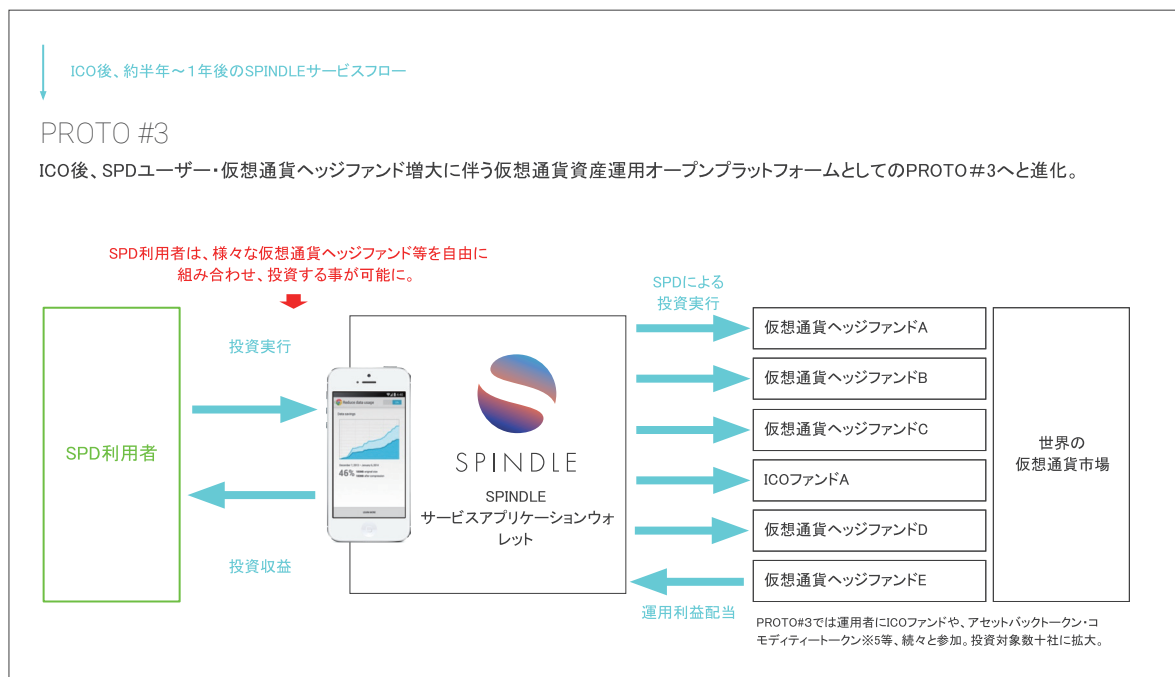
SPINDLE MODEL + Service Roadmap va1.1

4.1 SPINDLE PROTO#2 ~ #3,#4



ICO 後、SPINDLE は、Windows,Mac,iOS, Android 上で SPINDLE サービスアプリケーション (SPA) として利用可能となり、SPD 保有者は、自由に SPD 建てで、SPA 上にて、世界の仮想通貨ヘッジファンドに投資を実行することができる。

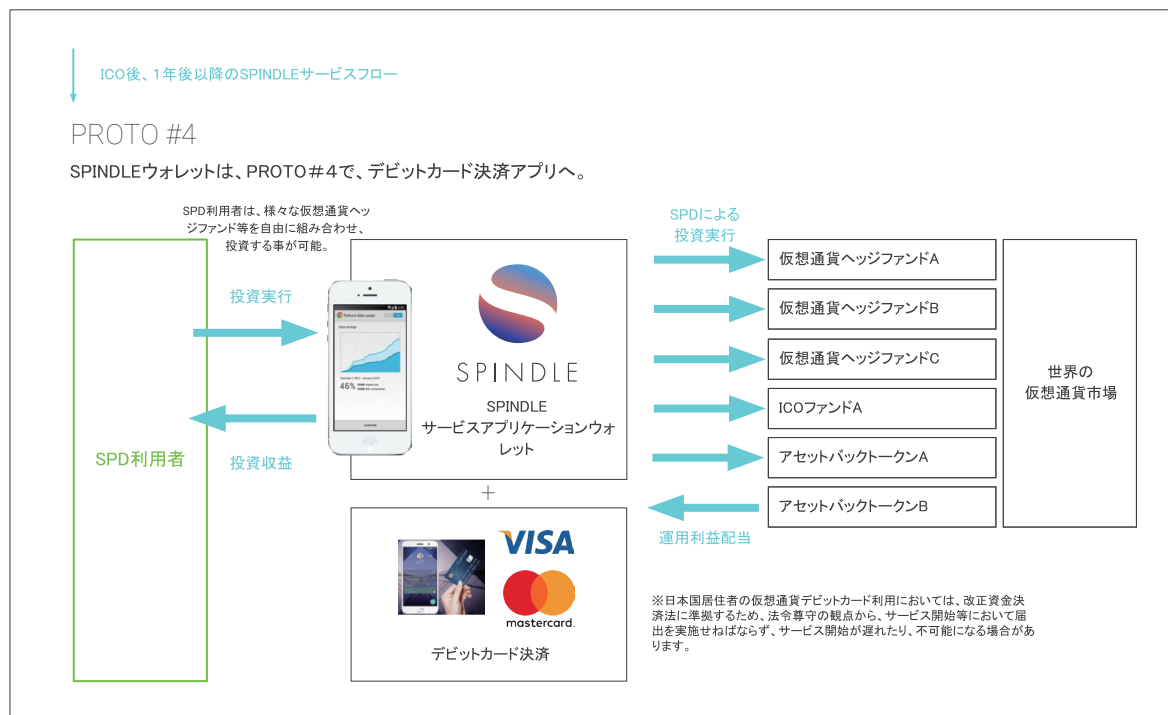
SPINDLE PROTO2 は、SPAβ版を意味し、ICO 後 SPINDLE 評議会によって選定された約 5 ~ 10 社の仮想通貨ヘッジファンドを選定する予定である。



SPAは、PROTO#3である2018年秋季～冬期において投資対象が、仮想通貨ヘッジファンド・ICOトークンの他、ICOファンド（ICOベンチャーキャピタルファンド）、不動産等の現物資産を裏付けとしたトークンへの投資がSPD保有者によって自由に投資実行可能となる。

SPINDLE PROTO#4

SPAサービスアプリケーションは、PROTO#4以降（2018年冬期）に、SPAが仮想通貨ウォレット機能へと拡張機能を保有する予定^{xvi}。また、それ以降、運用者側への立候補権を、まずは一般SPDユーザーに対し解放し始めることを予定している。



尚、SPINDLE プラットフォーム（SPA）による収益概念は下記の通りである。

- 1 SPDホルダーからは、一切のコスト徴収を実施しない。
- 2 SPAに参加する仮想通貨ヘッジファンドから、仮想通貨ヘッジファンド単位で、SPA内での総取扱運用資産の1.0%/yを毎年12月中旬に徴収する。

以上

4.2 Market Size 市場規模

ソフトバンクが買収合意した米フォートレス・インベストメント・グループで、かつてファンドの運用を担当したマイケル・ノボグラーツ氏^{xvii}の発言を信ずるならば、暗号通貨時価総額の拡大によって、SPD の時価総額を拡大する可能性があり、実際のところは予測不可能ではあるが、我々は暗号通貨への投資の総量に基づいて「予測的経済モデル」を作成する必要がある、今後、White Paper 上に公表するものであり、またこれを達成するために、我々は暗号通貨の時価総額を評価した。2017 年 9 月に達成された最適レベルは「基本指標レベル」として採択されており、2017 年にもこの価値（＝ 1 兆 7,200 億ドル）を上回る可能性がある和我々は考えている。

現在のところ、暗号通貨時価総額の平均成長率は年率約 340%で、逐次、激しいボラティリティに晒されながらも、5 年後には、低く見積もって日本円に換算して 400 兆円を超える可能性があると推測している。

従って、断定的に予測する事はできないが、SPINDLE の 2018 年上場時起算して、5 年後に暗号通貨市場時価総額の約 1%以上のシェアを獲得する事により、仮想通貨ヘッジファンド界及び、通常の経済圏において大きな影響力を保持すると考察される。そして、また、数多くの伝統的金融関係者の参加（これは、有価証券・商品を駆使したヘッジファンドを含む）の参入が予測できることから、SPINDLE の初期の一般経済圏における目標は、下記の通りとした。

2017 年 9 月期における全世界のヘッジファンド資産運用残高は、約 2 兆 3500 億 USD（ユーリカ・ヘッジ調べ）とし、SPINDLE は、ICO 後の三年間で、上記数値の 1.0%を確保するものとした。

伝統金融における 2017 年 9 月期ヘッジファンド残高 約 2 兆 3500 億 USD

SPINDLE が、ICO 後 3 年間で目指す経済規模は、229.58 億 USD



Dynamics of Cryptocurrency market growth during 2017.2^{xviii}

現在、ブロックチェーンテクノロジーの真の可能性を認識している投資家や企業は増大している。暗号通貨市場は、古典的な資本市場と比較して急速に成長し、2017 年の最初の 6 ヶ月間に、取引所での暗号取引は 10 倍以上に増加し、6 月には 50 億ドルのレベルに達した。この期間中のすべての暗号化資産の総時価総額は 180 億ドルから 同じ期間に 600%の成長を誇る 110 億ドル S&P 500 インデックスはわずか 10%増加した。（下記グラフ参照）



Dynamics of the S&P 500 in 2017.3.^{xix}

暗号市場の非常に重要な特徴は、ユーザー数と対応するインフラストラクチャの開発であり、SPINDLE もその一つである。Payspace の雑誌ポータルによると、ビットコインウォレットを持っている世界中のユーザーの数は 4100 万人に達し、それにもかかわらず、より控えめな見積もりがあり、Coinbase と ARK Invest Research による独立した調査では、2017 年初頭に、世界中の 1000 万人以上がビットコインの所有者であることが示唆された。また、2017 年 6 月の間、Coinbase の顧客基盤は 25%以上増加した。

2017年第2四半期にケンブリッジ・センター・オルタナティブ・ファイナンス(CCAF)が作成した報告書1の重要なデータは、暗号通貨を積極的に利用している人々の数が大幅に増加し、小国の人口の規模に近づいていることを示唆している。

4.3 SPINDLE TOKEN ECONOMY MODEL

SPINDLE の TOKEN ECONOMY MODEL は、下記の概要である。

第1段階

- 1 SPD ホルダーからは、一切のコスト徴収を実施しない。
 - 2 SPA に参加する仮想通貨ヘッジファンドから、仮想通貨ヘッジファンド単位で、SPA 内での総取扱運用資産の 1.0%/y を毎年 12 月中期に徴収する。
 - 3 伝統金融における 2017 年 9 月期ヘッジファンド残高 約 2 兆 3500 億 USD
- SPINDLE が、ICO 後 3 年間で目指す経済規模は、229.58 億 USD/y
- 4 上記1～3に基づいて、SPINDLE が直近3カ年における最低経済数値目標は、2.2958 億 USD/y

第二段階

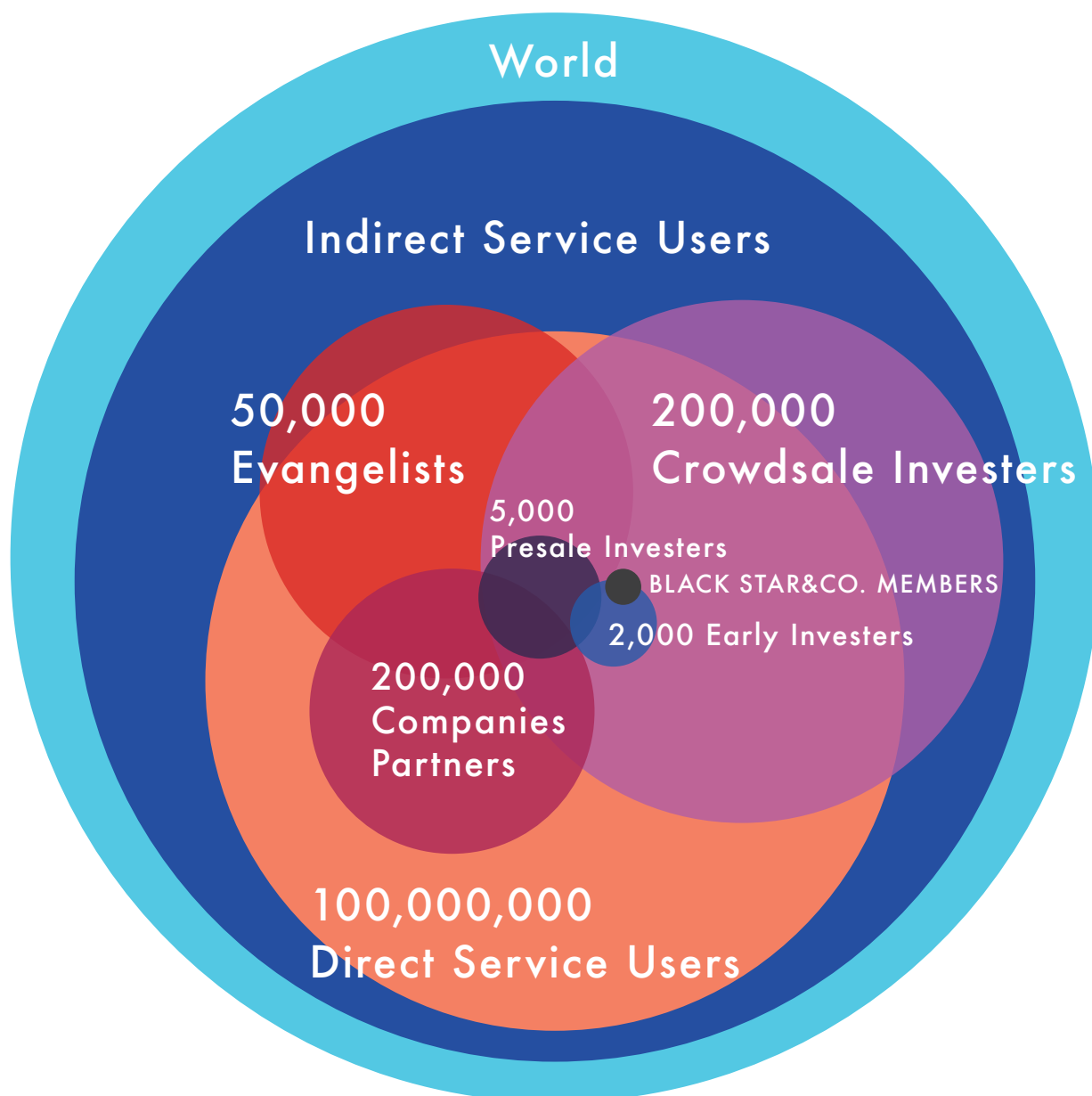
- 1 新規参入運用者に対し、自己の情報公開を希望するものは、その公開内容の適善性などを SPINDLE として、無償ないし有償で提供することが可能である。当方は、その情報内容において、技術的公開性を除いて、全ての人種・経歴等、記号的偏見を一切持たない。
- 2 他 ICO や、暗号通貨との経済的連合または、ソリューションの共有。これは、ICO 完了前に発表される可能性がある。
- 3 新技術フィンテック系企業及び、学術関係者とのアライアンスの発表。2018 年初頭に正式にプレスリリースされる。
- 4 国内外大手モバイルゲーム企業における各種採用。これは、2018 年初頭に正式なプレスリリースを以て発表する予定である。当然ながら、各国政府の諸法令に準拠する。

第三段階

- 1 一つの可能性として、SPINDLE・SPA 上に登場する仮想通貨ヘッジファンドデータは、ファンドの総資産残高規模の拡大に呼応して、ビッグデータ化する可能性があり、そこに内包・公開される内容は、重要な情報価値を持つ可能性がある。従って、その情報価値がもたらす影響は、様々な推測の可能性を示唆しているが、アフリカ、中南米等のその他新興国政府発行体通貨を凌駕する可能性があり、仮想通貨としてのグローバルな影響力を持つ可能性がある。SPINDLE は、仮想通貨としてのバリュエーションの重要な根拠を、そのブロックチェーン上に内包される情報価値と位置付けるものである。

SPINDLE ECONOMIC ZONE

SPINDLE' s AIM GOAL in the FUTURE



4.3 競合他社比較

世界に点在する競合他社との分析においては、White Paper va2.0 において公表する予定である。

5 SPINDLE TOKEN SALE

SPD は、以下の構造である。

5.1 SPINDLE（スピンドル）トークン概要

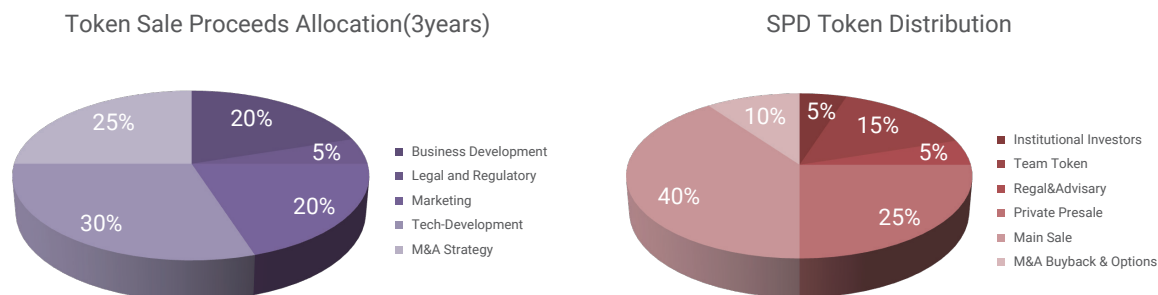
通貨記号	SPD
ブロックチェーン	ERC-20
通貨タイプ	ユーティリティトークン
予定トークン総発行総量	10,000,000,000SPD
トークンセール価格	適時の公表価格
ロックアップ	プライベートプレセール参加者については、取引所上場までの間はいかなる譲渡も禁止とする。 また、取引所上場後1ヶ月経過するまでは保有するSPDの内3分の2は取引所での売却を禁止（相対では禁止しない）し、取引所上場後2ヶ月経過するまでは保有するSPDの内の3分の1は取引所での売却を禁止（相対では禁止しない）とする。
対応言語	英語 北京語 日本語 ロシア語

5.2 SPINDLE ICO ROADMAP

2017 年 10 月	プライベートプレセール開始
2017 年 12 月	WEB サイト・ホワイトペーパー公開
2018 年 1 月	プライベートプレセール終了（国内）
2018 年 4 月	全世界向けクラウドセール開始
2018 年 5 月以降	SPD トークン発行及び購入者ウォレットに付与 SPINDLE サービスアプリケーション（SPA）β版ローンチ 仮想通貨取引所上場（ICO）

なお、SPINDLE TOKEN SALE の他の ICO と異なる点は、ICO 後達成後に、サービスアプリを開発するものではなく、2018 年初頭から開発を推し進め、可能限り ICO 直後のサービスローンチを開始する目標である。

5.3 SPINDLE トークン流通・ICO 調達資金使途



なお、本 ICO によって調達された資金使途の特徴は、SPINDLE の TOKEN ENOMOY MODEL を成立させるため、通常の開発費・プロモーション費・研究費・一般運営費費用の他、特徴的な要素として、SPINDLE の社会での広範な利用を促進するため、フィンテック系企業の買収や、世界の仮想通貨ヘッジファンドへの初期運用コスト拠出による実証実験、他社 ICO や暗号通貨とのアライアンスに使用されるのが特徴である。

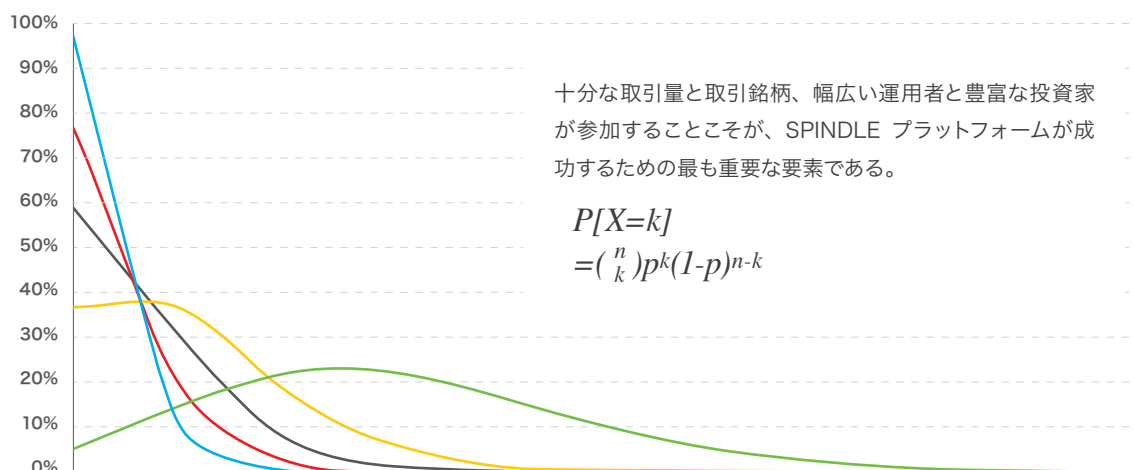
5.4 トークンの Burn について

昨今、未売却トークンを Burn（焼却または消滅）させる ICO の動きが顕著であるが、SPINDLE は現時点での判断を差し控えるものである。

その理由として以下の観点が存在する。

1 新トークンの価値は ICO 後の認知を経た社会における相対的ポジションに左右されるところが大きく、現在及び将来の世界の仮想通貨時価総額をも加味すると、1単体の ICO によって発行された新トークンを ICO 時点で Burn することの影響または意味は、現実的に無きに等しい。

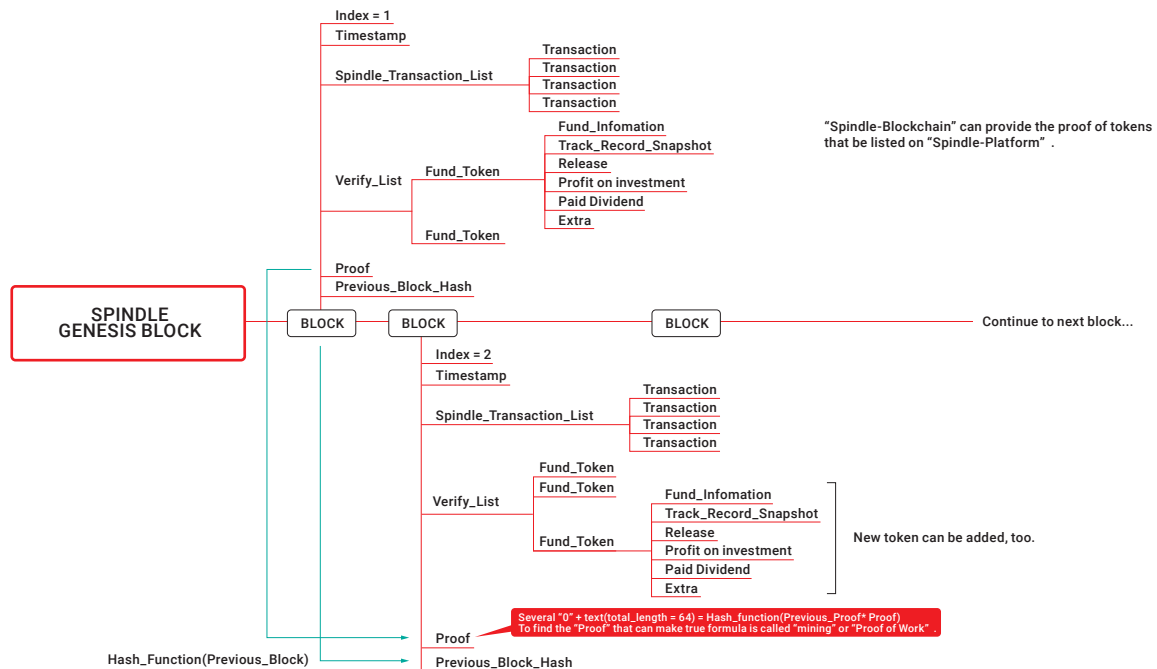
2 通貨の力や価値は相対的であり、またその論証も様々であるが、SPINDLE は、貨幣の民主化時代へ移行する現在及び近い将来においては、多数のトークン保有者即ち信認者の存在こそが新トークンの通貨としての価値の根幹をなすと考えており、余剰トークンを ICO 後も適切に活用することで信認者を継続的に拡大させていくことが新通貨 SPINDLE の成功、ひいては既存の SPD トークン保有者の利益に沿うことであるとの確信が存する。また歴史的に見ても、通貨発行総量が少なく、かつ追加発行も容易にできない場合、その通貨の社会的影響力は減速する方向を取り易い。



SPINDLE Technologies applied 採用技術 va1.1

SPINDLE は、参加する仮想通貨ヘッジファンドの運用状況の不正・改ざん阻止が全ての根幹と言っても過言ではないが、多くの取引所は一般に API を公開していることから、暗号通貨による運用状況は一部の店頭デリバティブを除き、人工知能に監視させるなどして常時モニタリングすることは比較的容易であると我々は考えている。

また、技術的検討余地として、参画する仮想通貨ヘッジファンドのトランザクション及び、マネージャーデータをイーサリアムブロックチェーンの余剰領域に記録する試みを予定している。



SPINDLE で採用される各技術においては、White Paper va2.0～において公表する予定である。

SPINDLE コンセプトを延伸すると、仮想通貨ヘッジファンドにおける情報開示において、API 開示とそのデューデリジェンスを解析し適正に処理する事が必要と我々は考えている。

以下、SPINDLE 各プロダクトの詳細は、WP va2.0 において公表する。

6.1 SPINDLE Technological infrastructure va2.0 ~

- Backend system with basic business logic that works with events;
- Administrative system;
- Viewing data and indicators;
- Mobile applications (iOS + Android);
- Web application (under development).

6.2 Investments module va2.0 ~

6.3 Data Science 運用者記号的評価軸とデータ構築 va2.0 ~

6.4 Products va2.0 ~

SPINDLE 発行体法人と関係会社 va1.1

SPD 発行・管理法人となる SPINDLE FRACTAL ZONE LTD は、2018 年 1 月中に、英国王室直轄領ガーンジー諸島にて設立される予定であり、本詳細は WP va2.0 において公表する。



英国王室直轄領ガーンジー諸島

SPINDLE 開発及び研究関連法人は以下の通り。



BLACK STAR

BLACK STAR CAPITAL LTD.

40 Gracechurch Street, London U.K. EC3V 0BT

日本の BLACK STAR&CO.INC. のグループ企業。英国ロンドンを拠点とする投資銀行出身者を中心に構成される金融アドバイザー企業である。発行トークンに関するストラクチャー業務等を BLACK STAR&CO.INC. 共に実施している。

BLACK STAR&CO.INC.

C/O Bullion Japan Inc.8F BUREX Kojimachi,3-5-2,Kojimachi,Chiyoda,Tokyo,Japan

Zip102-0083

上記英国企業関連会社で、日本において、英国 BullionVault が提供するインターネット地金取引を日本国内で独占的に提供する BullionJapan 社の持株会社。メンバーは、金融コンサルタント、外国大手投資銀行、準大手ベンチャー企業幹部、米国法務関係者等で構成される日本企業。SPD 開発構想は、当企業代表者によって 2016 年後半から企図され、2017 年 6 月に外郭・内容が決定された。元々は、投資対象の調査、ストラクチャー等を手掛け、日本国内外での、仮想通貨を取り巻く法的・経済環境の状況に精通している。SPINDLE では、欧州ブロックチェーン企業と連携し、ICO トークンの開発、ストラクチャーの提供を実施する。

尚、上記 2 企業の CI・エンブレムは、ランボルギーニ等数々のスーパーカーのデザインで著名な、イタリア名門カロッツェリアであるベルトーネ社 xx によってデザインされたものである。この発注思想は、BLACK STAR GROUP が暗号通貨は、インダストリアルプロダクトと同義であるとのポリシーから展開されたものである。





SPINDLE MEMBER メンバー及びアドバイザー va1.1

SPINDLE ICO 及び運営に関係するメンバー及びアドバイザー・アドバイザー企業は下記の通り。

尚、主要メンバー数が全世界に渡り拡大しており、更新情報は、WP va2.0 において公表する予定である。

(順不同)

< TEAM / ADVISORS >

平井 政光

BLACK STAR&CO. CEO

法政大学・経営学部卒。株式会社船井総合研究所 (TSE9757)・金融チームにて、投資ファンドの組成、投資戦略アドバイザー業務に従事。国内独立系投資顧問会社CEOを経て、マレーシア系ヘッジファンドのファンドマネージャー、デリバティブヘッドを経て、Bullion Japan 株式会社 CEO、及び現職。

<https://www.linkedin.com/in/masamitsu-hirai-341102152/>

葛西 庸久

BLACK STAR CAPITAL LTD. CEO

京都外国語大学・英米語学科卒。1988 年 UBS 証券ロンドン日本株式、1991 年 クレディ・リヨネ証券ロンドン中東担当部長に従事。1995 年、山一証券ヨーロッパロンドン、1996 年、ロンドンを拠点とする統計裁定運用会社アイコスパートナーズを経て、Bullion Japan 株式会社取締役副社長、及び現職。

古賀 貴司

Director

慶應義塾大学法学部卒。三菱東京UFJ銀行入行後、独立系投資顧問会社では、国際金融情勢分析、香港・シンガポール等のアジア・東南アジアにおける投資戦略、金融全般におけるストラクチャー業務を担当したのち、現職。

<https://www.linkedin.com/in/takashi-koga-25a501153/>

佐久間 将司

Auditor

公認会計士・税理士・相続診断士。慶應義塾大学商学部卒。監査法人トーマツ入所。国際部門にて監査業務等に従事。1997 年、東京共同会計事務所入所。デリバティブ、流動化等に関する会計税務を担当。HSBC 証券東京支店 投資銀行部門及び、JP モルガン証券東京支店 投資銀行本部にて、国内及びクロスボーダー M&A 等のファイナンシャル・アドバイザー、株式及び転換社債などの資金調達業務に従事。2004 年、フィールズ (株) (JASDAQ: 2767) 入社。事業開発担当部長、執行役員経営企画部長、執行役員計画管理本部 IR 部長として、戦略的企業投資、グループ組織再編等の幅広い業務に従事。2008 年 (株) サーダ・パートナーズ創業、代表取締役社長に就任。その後、(株) サーダ・パートナーズの事業を承継、EMZ 総合会計事務所設立、代表取締役社長に就任、及び現職。

<https://www.linkedin.com/in/masashi-sakuma-85419917/>

細井 健雄

Tax/Accounting Officer

早稲田大学商学部卒。卒業後、プライスウォーターハウスクーパース (あらた監査法人) に入所して会計監査業務に従事。その後、公認会計士として独立、活躍ののち 株式会社 CDS 経営戦略研究所へ入所ののち代表取締役就任、及び現職。

Dariusz Chrzastowski

Supreme Strategic Advisor

英国マンチェスター大学・MBA。英国投資銀行家として25年間投資銀行業務に従事し、多大な成績を収める。特に新興国マーケットに特化。グローバル・エグゼクティブ・セクションで、国際的なオペレーションや多様なチームの統括をする。ピーク時にはロンドンのシティを起点とし、14か国の統括責任者として従事。ポーランドのロースクールを卒業した後、英国のマンチェスター大学でMBAを取得。1992年に証券トレーダーとしてキャリアをスタートさせる。1995年にオーストリアの投資銀行のポーランド支店の新規開業に際し営業開発部門代表に就任し、そこで3年のキャリアを収め、ING ポーランドでの株式市場のトップとして雇用され2003年まで従事する。そして新興国市場のトップに就任し、ロンドンへ居を移す。就任後 ING 証券をヨーロッパにおける新興国市場での世界第1位の地位を確立させ、30以上の企業のIPOを行う。また新興国マーケットの成績において多数の賞を受賞し（モルガンスタンレー、スタンダードチャータード銀行等の発表する年間誌等にて受賞）ING 証券グローバルエクイティヘッド、ING グループ取締役役に就任し、2012年まで従事する。その後、知見を活かし英国王室直轄領ガーンジー諸島において、プライベートエクイティカンパニーを設立し現在にいたる。ポーランド生まれ、英国籍。

GAKUTO OSHIRO

Asia Strategic Advisor

世界中で伝説として語り継がれるバンド「MALICE MIZER」のヴォーカリストとしてデビュー。99年に「GACKT」名義でソロアーティストになり、これまでにCDシングル48枚、アルバム19枚をリリース。男性ソロアーティストシングルTOP10獲得数は現在も歴代1位を保持している。音楽以外にも、俳優としてハリウッド映画、日本映画、TVドラマに出演、声優ではハリウッド映画の吹き替え、アニメ、ゲームに出演。ファッションデザイナーとしても成功を収める。毎年元旦に行われるTV番組では最高視聴率を維持し、名実共に「一流」という言葉で知られる。TV CMなどの広告もセキュリティから食品まで幅広く、男性アーティストで上位に入るクライアント数を持ち、出演だけにはとどまらず、あらゆる業界に精通し数々の製品プロデュース、プロジェクトを立ち上げ、世に送り出し成功させている。SNSの登録者数も、LINE 170万人、Twitter 90万人、Instagram 50万人、facebook 50万人とインフルエンサーとしてヨーロッパ、アジア全域、アメリカに多くのファンを保有し世界中で活動を続ける。語学（日、英、中、韓）も堪能で、2012年にマレーシア・フィリピン・香港に移住し、事業投資を中心に多くのアジア諸国のビジネスシーンで活躍する。現在は諸外国との政府・王族との親密な関係を築き、アジア諸国のブリッジストラテジスト・ビジネスインフルエンサーとしての地位を構築している。

<https://twitter.com/gackt>

<https://www.facebook.com/GACKTOfficialpage/>

ADVISOR

川戸 淳一郎

General Counsel

早稲田大学法学部卒。数多くの国内金融・投資業界に対して、コンプライアンス等の助言を行う。日本クラウド証券、エクシアジャパンなどの、クラウドファンディング・ソーシャルレンディング企業における多数のクライアントを持つ。

CDS 経営戦略研究所

Technical Council

担当パートナー奥間 保胤。名古屋工業大学工学部卒。WILD HAWKS PARTNERS - COO/Hunter。株式会社CDS経営戦略研究所パートナー。大学在学中、弁護士・会計士・弁理士等の各士業を顧客とする技術系案件に特化した戦略コンサルティングベンチャーを立ち上げ、業務デューデリジェンス、業務監査、技術契約・裁判といった幅広い知見が求められる案件に特化した調査・戦略立案・モデル構築・スキーム提案業務に従事、企業再生や新規事業の立ち上げ支援といった分野にまでその範囲を拡大する。コンサルティング会社パートナー、投資顧問会社コンプライアンスオフィサーを経て、現職。地方自治体のアドバイザー、国際NGOの理事など公の活動にも積極的に取り組む。

吉崎 誠二

Strategic Advisor

不動産エコノミスト / 社団法人 住宅・不動産研究所 理事長

早稲田大学大学院ファイナンス研究科修了。立教大学大学院 博士前期課程修了。

(株)船井総合研究所 上席コンサルタント、Real Estate ビジネスチーム責任者、基礎研究チーム責任者、(株)ディーサイン不動産研究所 所長を経て現職。不動産・住宅分野におけるデータ分析、市場予測、企業向けコンサルテーションなどを行うかたわら、全国新聞社、地方新聞社をはじめ主要メディアでの招聘講演は毎年年間30本を超える。

著書：「データで読み解く 賃貸住宅経営の極意」（2016年2月）「2020年 大激震の住宅不動産市場」（朝日新聞出版）「消費マンションを買う人、資産マンションを売る人」（青春新書）等10冊。多数の媒体に連載を持つ。

<https://www.linkedin.com/in/誠二-吉崎-26829a155/>

Cher Chen Lung

Global Alliance Advisor

マレーシア国ペナン生まれ、ペナン育ち。高校卒業後、上智大学に留学。卒業後は共同通信、野村総研等を経て、2015 年に香港大手金融企業サンフンカイとインドネシア大手エネルギー企業 Indika と組み、総額 78 億円を調達し、東証 2 部上場会社を買収して社長に就任。会社を黒字化再生し、退任後には 4 社の会社経営者として、日本と中華圏を繋ぐ投資案件を数多くこなす。

www.linkedin.com/in/cherchenlung/

佐野文彦

Context / Architectural Advisor

建築家 / 美術家 / 平成 28 年度文化庁文化交流使

1981 年奈良県生まれ。京都、中村外二工務店にて数寄屋大工として弟子入り。設計事務所などを経て、2011 年佐野文彦 studio PHENOMENON を設立。大工として、技術や素材、文化などと現場で触れ合った経験を現代の感覚と合わせ、資本主義や時代の流れの速さによって失われつつある日本が持っていた素晴らしい伝統を守りつつここまで先人たちが紡いできた文化を未来へアップデートすることを目指し、デザインやインスタレーションを手掛けている。

<https://www.linkedin.com/in/fumihiko-sano-80766b7b/>

尚、SPINDLE プロジェクトの最重要事項にかかる意思決定を司る SPINDLE 評議会の設置及び構成の概要については、WP va2.0 で公表する。



SPINDLE パートナー企業一覧（順不同）va1.1

尚、英国・欧州系・アジア等のパートナー企業、日本国内での追加企業は、WP va2.0 にて公表する。

日本



株式会社 BLACKSTAR&CO.
BLACK STAR CAPITAL.Ltd(UK)
<http://www.black-star.zone>



BullionJapan 株式会社
<https://bullionjapan.jp/>



株式会社 CDS 経営戦略研究所
<http://www.cdsi.jp/>

10

法的解釈 UK・EU・RU・JP

ICO に関する各国規制は加速していると推測されるが、2017 年 12 月時点で概ね下記の通りである。

尚、ここに記載している内容は、各国政府当局の発表行政指針時点に基づくものであり、民間団体での判断は記載していない。当然ながら、法解釈・規制は流動的であり、逐次変化することが推測される。従って、ICO 参加判断者や関係者は、ここに記載されている情報のみに、自己の判断の依拠とすべきではない。

UK・英国

暗号通貨、デジタル通貨関連事業に関する英 FCA（英国金融サービス庁）

スタンス：消費者保護、AML、他国法制との連携を強化。KYC を実施するよう ICO 関係者に促している。

1. 消費者保護について FCA は、明確なガイダンス、所見は表明しており、ICO への投資はリスクが高い投資である事を表明している。ただし、ICO 実施関連企業は FCA に対し登録、もしくは FCA からの認可を受けなくてはならない義務は現在のところない。FCA は歴史的に自己規制を重んじる土壌であるが、関連企業が FCA 規制をどのようにとらえるかは、それぞれの企業の解釈に委ねることになっているが、英国 FCA は ICO に対する是非を検討する事を示唆している。

2. AML: FCA がもっとも重視している点。2007 年マネロン規制に基づき、顧客 DDQ、KYC、報告の強化を求めている。HMRC、FCA および法曹界での弁護士においても、消費者保護と同様、あくまで自己規制を重んじるものの、おそらく現在の流れから考えると、国際的横断的規制の導入が行われるものと考えられる。

EU・欧州圏

暗号通貨・デジタル関連事業者に関する EU 加盟国の規制は、国単位によって異なり、現在のところ明確な指針はないものの、ルクセンブルク、EU 外においてはスイスなどが、届出制を実施しており、今後も規制強化に動く可能性が高い。電子国家宣言を実施し、並びに EU 議長国であるエストニアは、2017 年夏季後半において、欧州中央銀行との見解の相違によって、どう状況になるかは不明である。SPINDLE においては、マネーロンダリングの温床と見られがちな、キプロス島を暗号通貨リリースにおける不適格として位置付けている。

ロシア

ロシアは、近年まで ICO に対して懐疑的かつ規制の方向を示唆していたが、ここに至り一転、ICO を批准・肯定的見解を打ち出しつつある。但し、ロシア政府内部においても意見は二分しており、断定的に状況を判断する事はできない。

JP・日本

2017 年に改正資金決済法が施行され、仮想通貨取引所を営む企業は、財務省各財務局へ仮想通貨通貨交換業の届出・登録と必要とするが、ICO に関する今のところ、行政命令として、具体的な規制は実施されていないものの、金融庁は、ウェブサイトにて、ICO 関係者及び、トークン購入者に対して以下の注意喚起を促している。ICO トークン受益者は、投資対象としては高度でかつ難解、高いリスクも存在することから、英国 FCA と似た見解を提示している。詳細は、下記金融庁ウェブサイト参照の事。

http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/06.pdf

i 独自発行した電子マネーを標榜していたが、その発行方法・資金調達の杜撰さなどにより、普及及び流動性の枯渇を招き破綻し、日本で発生した事件。マウントゴックス事件発生時、ビットコインそのものも同様の誤解を日本社会から受けることとなった。

ii 9 SPINDLE 関係者を参照の事。

iii 「知識についてのあらゆる主張は、原理的には誤りうる」という哲学上學説。知識が絶対に確実であることは不可能であるとまで論じる可謬主義者の存在も見られる。この概念は、政治・経済における中央集権型概念と即座に対立する概念と言える。暗号通貨における様々な状況も SPINDLE 的には、同様の概念の存在を認める。

Sir Karl Raimund Popper (28 July 1902 – 17 September 1994)

https://en.wikipedia.org/wiki/Karl_Popper

iv アイデア的思考。内容如何に問わず、存在そのものに絶対的コアが存在すると信じる思考。

マルクス主義。ナチズム。国家主義等もこれに該当する。

v 例えば、それは一定のイデオロギーを標榜する政府及び社会。

vi 一部、欧州圏における政府を除く。各国単位的一般社会通念上における広義的解釈。

vii エコシステムを取り巻く環境に、主催者側に大富豪が出現し、追従できない格差や競争が出現すること。いずれにせよ、これは、極度な情報の非対称性を現出させることになり、既存経済システムと大差がない。

viii SPINDLE Application のユーザビリティが仮想通貨初心者にとって、使いづらい事を意味しない。

ix 1980 年代のミルトン・フリードマン的誤解を受ける可能性がある。

x これは、結果的には、ジュリアン・アサンジの登場によって主催者が特定されたが、当該サイトに対する情報提供者などは、今のところ謎である。

xi 実際、DAO プロジェクトは、SPINDLE 的には、非中央集権システムにおける誤謬を突くハッカーの攻撃と認識している。

xii 例えば特定の国家、民族、企業、集団に所属することによる自己認知欲求における依存心。現在のところ人類の大半がこの認識の領域の中で生きていると思われる。

xiii とは、言え、この崩壊をきっかけにイーサリアムは、イーサリアムクラシックと分散したのであるから、再帰的にそのポテンシャルを回復し現在に至っている。いずれにせよ匿名の懐疑者の攻撃を受けつつ、被攻撃者は洗練され強固になってゆくとと言える。

xiv 焦点：急増する仮想通貨ヘッジファンド、機関投資家は敬遠

<https://jp.reuters.com/article/bitcoin-hedge-fund-idJPKBN1CT0AZ>

xv 情報の非対称性が、ヘッジファンドや運用者にとって生命線であると思われるが、今日でそれを維持することは困難である。

xvi BTC ウォレット・クレジットカードサービスを提供する WIREX 社は、2017 年 10 月 15 日付けで、当該サービスが、日本の改正資金決済法上の仮想通貨交換業に該当するとして、日本国居住者に対して、一時、サービスの停止を通達した。SPA においても、日本国居住者がクレジットカード機能を保有する場合は、日本の登録仮想通貨交換業者との業務提携等を模索する必要がある。

xvii ソフトバンクが買収合意した米フォートレス・インベストメント・グループで、かつてファンドの運用を担当したマイケル・ノボグラツ氏は、仮想通貨の時価総額について、今後5年で5兆ドル（約 560 兆円）を上回る可能性があると指摘した。ブルームバーグ・インタビュー 2017 年 6 月 27 日

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-06-28/OS8DZT6K50XW01>

xviii <https://coinmarketcap.com/charts/>

xix <https://www.bloomberg.com/quote/SPX:IND>

xx ベルトーネ (Bertone) は、イタリア・トリノを本拠地とする自動車関連企業である。1912 年にカロッツェリアとして創業し、自動車のデザインや試作を行うカロッツェリア・ベルトーネ (Carrozzeria Bertone) と、鉄道車両の設計や建築など自動車以外の部門に会社が分かれた。

<http://www.bertonedesign.it/>



SPINDLE



www.spindle.zone